

事業報告書

第 63 期 (令和 7 年 4 月 1 日から
令和 8 年 3 月 31 日まで)

沖縄県信用保証協会

目 次

1. 業務報告書	1 頁
2. 収支計算書	44
3. 貸借対照表	45
4. 財産目録	46

1. 業務報告書（令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで）

(1) 事業概況

① 事業方針

沖縄県信用保証協会は、地域に根差す公的保証・支援機関として、「質の良い信用保証の提供」、「お客さまの満足度向上と保証利用度の拡大」、「経営基盤の充実」の3つの主要施策を掲げ、中小企業の経営課題が多様化していることを踏まえつつ、資金繰り支援に留まらない、事業者の実情に応じ、一歩先を見据えた経営改善・事業再生・再チャレンジ支援等に取り組む。特に保証付き融資の割合が高い創業期にある事業者を主要支援先と捉え、ターゲティングを用いたモニタリング等による早期の支援を行うことにより、中小企業の振興と地域経済の発展に貢献する。

【令和7年度事業計画数値】（単位：百万円）

項目	金額
保証承諾	60,000
保証債務残高	240,951
保証債務平均残高	253,109
代位弁済額（元利）	7,500
実際回収	800
求償権残高	2,390
基本財産	14,881

② 経済金融情勢

令和7年度の県内景気は、物価高騰が続くなか観光需要に支えられ、ゆるやかに拡大する動きとなった。入域観光客数は、令和7年度（速報値）で1,093万5,800人となり、対前年度比で98万3,100人増（9.9%増）となった。これまで最多を記録した平成30年度に対して9.3%上回り、過去最多の記録となった。国内観光客数が過去最高を記録したほか、外国人観光客数も国際航空路線やクルーズ船の再開・新規就航によりコロナ禍前（平成30年度）の水準に概ね達した。建設関連は、国や県、市町村発注の工事が増加したことから公共工事請負金額は前年を上回った。民間工事では前年のホテル等の大型工事の反動減が見られたものの、社屋や分譲マンション、共同住宅等の受注がみられた。雇用関連においては、医療・福祉、卸売業・小売業、情報通信業等で求人が減少したことから有効求人倍率は前年を若干下回ったものの、年間を通して1.0倍を上回って推移

し、多くの業種で人手不足の状況が続いた。

③ 業績

令和7年度の事業実績は次のとおりである。

【令和7年度事業実績数値】

(単位：百万円、%)

項目	実績	対前年度比	
		対計画比	対前年度比
保証承諾	67,159	111.93	110.83
保証債務残高	252,216	104.68	93.55
保証債務平均残高	257,208	101.62	92.11
代位弁済額(元利)	6,120	81.60	88.56
実際回収	998	124.79	126.65
求償権残高	1,722	72.05	85.04
収支差額	848	256.14	104.09
基本財産	15,270	102.62	102.86

ア 保証承諾

保証承諾は、業種別でサービス業、不動産業等の承諾実績が増加したほか、制度別では令和8年1月から取り扱いを開始した「沖縄県融資制度 緊急貸上げ支援資金」の影響もあり、対前年度比110.83%、671億59百万円となった。

イ 保証債務残高

保証債務残高は、残高の36.28%を占める「沖縄県融資制度 新型コロナウイルス感染症対応資金(ゼロゼロ融資)」の返済が進み、同資金の残高が減少(対前年度比81.15%、212億49百万円減少)したことから、対前年度比93.55%、2,522億16百万円に減少した。

ウ 代位弁済

代位弁済は、コロナ禍から立ち直れない企業の顕在化と昨今の人手不足・物価高騰の影響等により61億20百万円となったが、対前年度比88.56%と昨年度より実績は減少した。

エ 回収状況

求償権の回収は、無担保・無保証人案件並びに法的整理案件の増加により回収環境は厳しくなっているものの、不動産処分等による大口回収があったことから対前年度比126.65%、9億98百万円となった。

オ 収支状況

経常収入では、保証債務残高が減少したこともあり、保証料が対前年度比93.12%、27億18百万円となった。経常支出では、信用保険料が対前年度比94.36%、12億26百万円、業務費が人件費の増加等もあり対前年度比104.83%、8億63百万円となり、経常収支差額は対前年度比88.10%、10億65百万円となった。経常外収支差額は、求償権補償金戻入の増加等により、対前年度比55.10%、△2億17百万円と改善し、当期収支差額は対前年度比104.09%、8億48百万円となった。

カ 基本財産等

当期収支差額8億48百万円のうち、基金準備金に4億24百万円、収支差額変動準備金に4億24百万円の繰入を行い、基本財産は対前年度比102.86%、152億70百万円に増加した。

④ 事業の展望

令和8年度の県内景気は、中東情勢、米国の外交政策、日中関係等の不安定な世界情勢や物価・人件費高騰、人手不足等の懸念材料はあるものの、令和7年7月に開業した本島北部の大型テーマパークや令和8年秋に完成を予定している首里城正殿等の新たな観光資源による観光需要の拡大にけん引され、ゆるやかな拡大基調で推移することが期待される。

一方、県内中小企業を取り巻く環境は、世界情勢や物価高騰等の影響が大きく、財政基盤が脆弱で環境変化に対応が困難な一部の中小企業は、予断を許さない状況が続くものと思われる。

このような環境において、当協会は地域に根差す公的保証・支援機関として、「質の良い信用保証の提供」、「お客さまの満足度向上と保証利用度の拡大」、「経営基盤の充実」の3つの主要施策を掲げ、事業者に寄り添ったきめ細やかな資金繰り支援を実施する。また、多様化する中小企業の経営課題に対し、関係機関と連携の下、現状及び状況変化の兆候の早期把握に努め、資金繰り支援にとどまらず、一歩先を見据えた経営改善・事業再生・再チャレンジ支援等に取り組む。さらに、地域経済の活性化に資する取り組みとして、創業期にある事業者を重点支援先と捉え、モニタリングを用いた早期の支援を行うことにより、中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献する。

(2) 庶務

月	日	記 事
R7.	4. 1	(就任) 理事 知念 百代 (就任) 監事 安慶名 貢 (再任) 監事 屋我 嗣治
R7.	4. 4	令和7年度経営計画書を沖縄県及び主務官庁へ提出
R7.	4. 23	令和6年度決算速報を沖縄県及び主務官庁へ提出
R7.	5. 15	第35回監事会 第1号議案：令和6年度事業報告書（業務報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録）の監査結果を理事会に報告することについて
R7.	5. 22	第248回理事会 第1号議案：令和6年度業務報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録について
R7.	5. 24	第62期事業報告書を県及び主務官庁へ提出
R7.	5. 28	資産総額変更登記 17,567,274,521円
R7.	6. 30	(退任) 会 長 謝花 喜一郎 (退任) 専務理事 金城 弘昌
R7.	7. 1	第249回理事会 第1号議案：会長の互選について 第2号議案：専務理事の互選について (就任) 会 長 安慶名 均 (就任) 専務理事 松永 享
R7.	7. 22	外部評価委員会報告書受領
R7.	9. 11	「情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い業務方法書の一部変更（沖縄県指令商第464号）
R7.	12. 17	「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」の施行に伴い業務方法書の一部変更（沖縄県指令商第677号）
R8.	1. 20	(再任) 理事 知念 覚
R8.	2. 5	信用保証協会法第35条に基づく、沖縄総合事務局（経済産業部）と沖縄県による検査実施
R8.	3. 19	第36回監事会 第1号議案：令和8年度 監事監査の監査方針及び監事監査計画の策定について
R8.	3. 27	信用保証協会法第35条に基づく、沖縄総合事務局（経済産業部）と沖縄県による検査結果受領 第250回理事会 第1号議案：令和8年度経営計画について
R8.	3. 31	(退任) 監事 本永 敬三

(記載上の注意) 次のような事項につき記載すること。

- ① 役員及び役員会に関する事項
- ② 定款及び業務方法書に関する事項
- ③ 行政庁に対する申請、届出及び行政庁の認可、検査命令等に関する事項
- ④ 登記した事項
- ⑤ 訴訟その他主要な事項

(3) 役職員

イ 役職員数

理 事	監 事	職 員	計
12 (9)	3 (2)	67	82 (11)

(記載上の注意) 当期末における役職員について記載すること。なお、非常勤の役員数を括弧内に内数で記載すること。

ロ 役員

役職名	氏名	現職就任年月日	備考
会 長	安慶名 均	令和7年7月1日	常勤
専務理事	松 永 享	令和7年7月1日	常勤
常務理事	當 間 達 巳	令和5年4月1日	常勤
理 事	知 念 百 代	令和7年4月1日	非常勤 (沖縄県商工労働部長)
”	知 念 覚	令和4年12月9日	非常勤 (那覇市長 (沖縄県市長会))
”	當 眞 淳	令和6年4月1日	非常勤 (宜野座村長 (沖縄県町村会))
”	島 袋 健	令和6年4月1日	非常勤 (琉球銀行取締役頭取)
”	山 城 正 保	平成30年6月22日	非常勤 (沖縄銀行取締役頭取)
”	新 城 一 史	令和3年6月24日	非常勤 (沖縄海邦銀行代表取締役頭取)
”	喜友名 勇	令和5年7月18日	非常勤 (コザ信用金庫理事長)
”	小橋川 篤 夫	令和6年7月11日	非常勤 (沖縄県中小企業団体中央会会長)
”	米 須 義 明	平成30年6月19日	非常勤 (沖縄県商工会連合会会長)
監 事	屋 我 嗣 治	令和5年4月1日	常勤
”	安慶名 貢	令和7年4月1日	非常勤 (沖縄県産業振興公社事務局長)
”	本 永 敬 三	令和6年4月1日	非常勤 (公認会計士)

(記載上の注意) 当期末における役員について記載すること。なお、現職就任年月日欄には、現職就任年月日と理事就任年月日とが異なる場合、理事就任年月日を併記することとし、備考欄には、常勤及び非常勤の区分を記載すること。

(4) 事務所

名 称	開設年月日	所 在 地	備 考
本 所	昭和38.12.26	沖縄県那覇市前島3丁目1番20号	自己所有 土地 423.23㎡ 建物 2,699.67㎡

(記載上の注意) 当期末における本所、支所、出張所及び連絡所別に記載すること。なお、備考欄には、不動産所有の有無を記載すること。

(5) 基本財産

イ 基本財産

(単位：千円)

区 分	期 別	前 期 末	当期中増加額	当期中減少額	当 期 末
基 金 準 備 金	基 金	8,986,758	0	0	8,986,758
	準 備 金	5,859,444	424,025	0	6,283,469
			(0)		
計		14,846,202	424,025	0	15,270,227

(記載上の注意) 基金準備金の当期中増加額欄の括弧内には、収支差額変動準備金からの振替額を内数で記載すること。

口 出えん金（累計）

（単位：千円）

出えん者別	期 別	前 期 末	当期中増加額	当 期 末
地 方 公 共 団 体				
都 道 府 県		6,579,308	0	6,579,308
市 町 村		1,621,526	0	1,621,526
計		8,200,834	0	8,200,834
金 融 機 関				
都 市 銀 行		0	0	0
地 方 銀 行		5,033	0	5,033
第二地方銀行協会加盟行		1,373	0	1,373
信 託 銀 行		0	0	0
長 期 信 用 銀 行		0	0	0
信 用 金 庫		732	0	732
信 用 協 同 組 合		0	0	0
農 業 協 同 組 合		0	0	0
商工組合中央金庫		0	0	0
日本政策金融公庫		0	0	0
農 林 中 央 金 庫		0	0	0
生 命 保 険 会 社		0	0	0
損 害 保 険 会 社		0	0	0
沖縄振興開発金融公庫		915	0	915
計		8,053	0	8,053
そ の 他				
業 者・業 者 団 体		168	0	168
合 計		8,209,054	0	8,209,054

（記載上の注意）信用金庫及び信用協同組合の欄には、それぞれの連合会を含めて記載すること。
 ※ 上記出えん金（累計）には、過去に金融安定化特別基金（中小企業金融安定化特別保証制度の実施に伴い創設された基金。平成21年度末をもって廃止。）を造成するために出えんされた額2,105,000千円を含む。

八 金融機関等負担金（累計）

（単位：千円）

負担者別	期 別	前 期 末	当期中増加額	当 期 末
金 融 機 関				
都 市 銀 行		17,029	0	17,029
地 方 銀 行		1,900,852	0	1,900,852
第二地方銀行協会加盟行		613,597	0	613,597
信 託 銀 行				
長 期 信 用 銀 行		0	0	0
信 用 金 庫		233,005	0	233,005
信 用 協 同 組 合		0	0	0
農 業 協 同 組 合		1,400	0	1,400
商工組合中央金庫		101,119	0	101,119
日本政策金融公庫		0	0	0
農 林 中 央 金 庫		1,400	0	1,400
労 働 金 庫		300	0	300
生 命 保 険 会 社		500	0	500
損 害 保 険 会 社		10,792	0	10,792
信用漁業協同組合連合会		400	0	400
計		2,880,394	0	2,880,394
そ の 他				
業 者・業 者 団 体		2,310	0	2,310
合 計		2,882,704	0	2,882,704

（記載上の注意）信用金庫及び信用協同組合の欄には、それぞれの連合会を含めて記載すること。

(6) 業務内容

イ 保証の種類

種 類 (制度名)		対 象
災 害	東日本大震災復興緊急保証	特定被災区域内に事業所を有し、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令に基づき市区町村等の証明を受けた中小企業者
経 営 安 定 関 連	景気対応緊急保証	中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けた中小企業者
	中小企業セーフティネット資金融資保証	県内において1年以上継続して同一事業を営む中小企業者、組合等で中小企業信用保険法第2条第5項第3号、4号、第5号及び第7号の規定による認定、第2条第6項の規定による認定又は県知事認定要件等の一定の要件を備えた者
	沖縄県新型コロナウイルス感染症対応資金融資保証	県内に事業所を有し、中小企業信用保険法第2条第5項第4号(新型コロナウイルス感染症等に係るものに限る)及び5号の規定による認定又は第2条第6項(新型コロナウイルス感染症等に係るものに限る)の規定による認定を受けた中小企業者
危 機 関 連	危機関連保証	中小企業信用保険法第2条第6項の規定による認定を受けた中小企業者
当 座 貸 越	当座貸越根保証	業歴が3年以上、申込金融機関との与信取引が6ヶ月以上の中小企業者で一定の要件を備えた者

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6)業務内容 口保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率 (年率%)		担保又は 保証人の 保証の徴求	備 考				
			割引料率(※) 適用の有無	借入金		損失補償	補給金		その他	
							保証料	保険料		
運転資金 設備資金	280,000 (組合等 400,000) 特別小口保 証 20,000	10年以内	0.80 特別小口保 証 0.60	有り (1)	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある 特別小口保証 の場合は不要	—	連合会	—	—	—
運転資金 設備資金	280,000 (組合等 400,000) 特別小口保 証 20,000	10年以内	0.80 特別小口保 証 0.60	有り (1)	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある 特別小口保証 の場合は不要	—	連合会	—	—	—
運転資金 設備資金	30,000	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	0.80~0.00	有り (1)(2) ただし、 利用する 保険によ り異なる	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある	—	県・連 合会 の対象と なる場 合あり	県	—	—
運転資金 設備資金	60,000	10年以内	0.00	—	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある ※経営者保証 免除対応の場 合は不要	—	県・連 合会	国	—	—
運転資金 設備資金	280,000 (組合等 400,000) 特別小口保 証 20,000	10年以内	0.80 特別小口保 証 0.60	有り (1)	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある 特別小口保証 の場合は不要	—	連合会	—	—	—
事業資金	280,000	2年以内	1.62~0.39	有り (1)(2)	担保 5,000万円超 は必要 保証人 必要となる場 合がある	—	—	—	—	—

種 類 (制度名)		対 象
カードローン	事業者カードローン当座貸越根保証	業歴が3年以上、申込金融機関との与信取引が6ヶ月以上の中小企業者で一定の要件を備えた者
中堅企業	中堅企業特別保証	破綻金融機関等と金融取引を行っていたため資金調達に支障が生じている中堅事業者で都道府県知事の認定を受けた者
創	創業関連保証	産業競争力強化法に定められた創業者で、事業開始に係る具体的計画を有する中小企業者又は事業を開始した（会社設立）日以降5年を経過していない中小企業者
	再挑戦支援保証	産業競争力強化法に定められた創業者で、事業開始に係る具体的計画を有する中小企業者又は事業を開始した（会社設立）日以降5年を経過していない中小企業者で、次のいずれかに該当する者 ①過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有する者 ②過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であった者
業等	創業者・事業承継支援金融融資保証	(創業者支援貸付) 県内に居住し、県内で事業開始に係る具体的計画を有する中小企業者又は事業を開始した（会社設立）日以降5年を経過していない中小企業者で、一定の要件を備えた中小企業者 (創業者支援貸付（経営者保証非提供）) 県内に居住し、県内で事業開始に係る具体的計画を有する中小企業者又は事業を開始した（会社設立）日以降5年を経過していない中小企業者で、一定の要件を備えた中小企業者 (事業承継支援貸付) 県内において1年以上同一事業を営む中小企業者で中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づく認定を受けた者、又は認定経営革新等支援機関の支援を受けて策定した事業承継計画に基づき事業承継を行う者
	スタートアップ創出促進保証	産業競争力強化法に定められた創業者で、事業開始に係る具体的計画を有する中小企業者又は事業を開始した（会社設立）日以降5年を経過していない中小企業者

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6)業務内容 ロ保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率		担保又は 保証人の 保証の徴求	備 考				
			(年率%)	割引料率(※) 適用の有無		借入金	損失補償	補 給 金		その他
								保証料	保険料	
事業資金	20,000	2年以内	1.62~0.39	有り (1)(2)	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある	—	—	—	—	—
運転資金 設備資金	普通保証 500,000 無担保保証 100,000	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内	無担保 0.65 有担保 0.75	有り (1)	担保 1億円超は原 則必要 保証人 必要となる場 合がある	—	連合会	—	—	—
運転資金 設備資金	35,000	10年以内	0.65	有り (1)	担保 不要 保証人 必要となる場 合がある	—	連合会	—	—	—
運転資金 設備資金	35,000	10年以内	0.65	有り (1)	担保 不要 保証人 必要となる場 合がある	—	連合会	—	—	—
運転資金 設備資金	(創業者支 援貸付) 20,000 (創業者支 援貸付(経 営者保証非 提供)) 20,000 (事業承継 支援貸付) 80,000	(創業者支 援貸付) 10年以内 (創業者支 援貸付(経 営者保証非 提供)) 10年以内 (事業承継 支援貸付) 運転資金 10年以内 設備資金 15年以内	(創業者支 援貸付) 0.60 (創業者支 援貸付(経 営者保証非 提供)) 0.80 (事業承継 貸付) 0.75~0.35	有り (1)(2) ただし、 利用する 保険によ り異なる	(創業者支 援貸付) 担保 不要 保証人 必要となる場 合がある (創業者支 援貸付(経 営者保証非 提供)) 不要 (事業承継支 援貸付) 担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある	—	県・連 合会の 対象と なる場 合あり	県	—	—
運転資金 設備資金	35,000	10年以内	0.85	有り (1)	不要	—	連合会	—	—	—

種 類 (制度名)		対 象
担 保 融 資 資 産	流動資産担保融資保証	事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有する中小企業者 (棚卸資産を担保とする場合は法人に限る)
事	事業再生保証	再生事件又は再生事件に係属している者もしくは民事再生法に 基づき再生手続き終結の決定を受けた者で、再生計画の認可又 は更正計画の認可の決定が確定した後3年を経過していない者 で、金融機関及び取引先から取引の支援を得られており、事業 の再建に合理的な見通しが認められる中小企業者
	事業再生円滑化関連保証	特定認証紛争解決手続きによる事業再生、または独立行政法人 中小企業基盤整備機構もしくは認定支援機関の指導または助言 を受け事業再生を図ろうとする中小企業者事業の再建に合理的 な見通しが認められる者
業	事業再生計画実施関連保証	産業競争力強化法に規定する認定支援機関の指導又は助言を受 けて作成した事業再生計画等に従って事業再生を行い、金融機 関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者
再	事業再生計画実施関連保証 (感染症対応型)	産業競争力強化法に規定する認定支援機関の指導又は助言を受 けて作成した事業再生計画等に従って事業再生を行い、金融機 関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者
生	中小企業再生支援資金融資保証	県内において3年以上継続して同一事業を営む中小企業者、組 合等で、沖縄県中小企業活性化協議会(経営改善支援センター含 む)又はおきなわ経営サポート会議等の支援を受けて作成した再 生計画に従って事業再生を行う者
	中小企業再生支援資金 (新型コロナウイルス感染症対応貸付) 融資保証	県内において3ヶ月以上継続して同一事業を営む新型コロナウ イルス感染症の影響を受けた中小企業者、組合等で、沖縄県中 小企業活性化協議会、おきなわ経営サポート会議等の支援を受 けて作成した再生計画に従って事業再生を行う者

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6)業務内容 口保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率		担保又は 保証人の 保証の徴求	備 考				
			(年率%)	割引料率(※) 適用の有無		借入金	損失補償	補 給 金		その他
								保証料	保険料	
事業資金	200,000	1年以内	0.68	有り (1)	担保 売掛債権又は 棚卸資産 保 証 人 不要	—	—	—	—	—
事業資金	200,000 (組合等 480,000)	10年以内	2.20	有り (1)(2)	担保 必要に応じて 保 証 人 必要となる場 合がある	—	連合会	—	—	—
事業資金	280,000 (組合等 480,000) 特別小口保 証 20,000	3年以内	1.76 特別小口保 証 0.90	有り (1)	担保 必要に応じて 保 証 人 必要となる場 合がある 特別小口保証 の場合は不要	—	—	—	—	—
事業資金	280,000 (組合等 480,000) 特別小口保 証 20,000	15年以内	責任共有対 象 0.80 責任共有対 象外 1.00 特別小口保 証 0.60	有り (1)	担保 必要に応じて 保 証 人 必要となる場 合がある 特別小口保証 の場合は不要	—	連合会 の対象と なる場 合あり	—	—	—
事業資金	280,000 (組合等 480,000) 特別小口保 証 20,000	15年以内	0.00	—	担保 必要に応じて 保 証 人 必要となる場 合がある ※経営者保証 免除適用す る場 合は不要	—	連合会 の対象と なる場 合あり	連合会	—	—
運転資金 設備資金	80,000	15年以内	責任共有対 象 0.50 責任共有対 象外 0.70	有り (1)	担保 必要に応じて 保 証 人 必要となる場 合がある	—	県	県	—	—
運転資金 設備資金	80,000	15年以内	0.00	—	担保 必要に応じて 保 証 人 必要となる場 合がある	—	県・連 合会 の対象と なる場 合あり	連合会	—	—

種 類 (制度名)	対 象
事業再生 事業再生 事業再生	産業競争力強化法に規定する認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生計画等に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者
中小企業再生支援資金（経営改善・再生支援強化貸付）融資保証	県内において3ヶ月以上継続して同一事業を営む中小企業者で産業競争力強化法に規定する認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生計画等に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う者
一括支払契約	売掛債権等を有する事業者に対して支払期日前に金銭を支払うことを目的とする中小企業者
予約保証	業歴が3年以上で、申込金融機関との与信取引が1年以上の中小企業者で一定の要件に該当する者
経営力強化	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者
小	県内において1年以上同一事業を営む小規模事業者で一定の納税要件を備えた者 (保証制度以外の保証を受けていない者)
口	小規模事業者 (既存の保証協会の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)との合計で2,000万円の範囲内となる者)

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6)業務内容 口保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金用途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率		担保又は 保証人の 保証の徴求	備 考				
			(年率%)	割引料率(※) 適用の有無		借入金	損失補償	補給金		その他
								保証料	保険料	
事業資金	280,000 (組合等 480,000) 特別小口保 証 20,000	15年以内	0.30	—	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある ※経営者保証 免除適用する 場合は不要	—	連合会	連合会	—	—
事業資金	80,000	15年以内	0.10	—	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある	—	県・連 合会 の 対 象 と な る 場 合 あ り	連合会	—	—
事業資金	1,000,000 (70%以下の 割合保証)	1年以内	2.20~0.50 に保証割合 を乗じた率	有り (2)	担保 必要に応じて 保証人 個人保証は原 則不要	—	—	—	—	—
事業資金	20,000 小口零細企 業保証 5,000	5年以内	1.90~0.60 小口零細企 業保証 2.20~0.70	有り (1)(2)	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある	—	—	—	—	—
運転資金 設備資金	280,000 (組合等 480,000)	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内 保証付の既 往借換の場 合10年以内	1.75~0.45 セーフティ ネット保証 5号適用 0.75	有り (1)(2) ただし、 利用する 保険によ り異なる	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある	—	連合会 の 対 象 と な る 場 合 あ り	—	—	—
運転資金 設備資金	20,000	7年以内	0.90	有り (1)	不要	—	—	—	—	—
運転資金 設備資金	20,000	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	2.20~0.50	有り (1)(2)	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある	—	—	—	—	—

種 類 (制度名)	対 象
小規模企業対策資金融資保証	県内において1年以上同一事業を営む小規模事業者
沖縄県小口零細企業資金融資保証	県内において1年以上同一事業を営む小規模事業者 (既存の保証協会の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)との合計で2,000万円の範囲内となる者)
那覇市小口資金融資保証	那覇市内に住所及び事業所を有している小規模事業者
沖縄市小口資金融資保証	沖縄市内に住所及び事業所を有している小規模事業者
名護市小口資金融資保証	名護市内に住所及び事業所を有している小規模事業者
宮古島市小口資金融資保証	宮古島市内に住所及び事業所を有している小規模事業者

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6)業務内容 口保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率		担保又は 保証人の 保証の徴求	備 考				
			(年率%)	割引料率(※) 適用の有無		借入金	損失補償	補給金		その他
								保証料	保険料	
運転資金 設備資金	20,000	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	0.80~0.40 特別小口貸 付0.60	有り (1)(2) 特別小口 保険を利用する場 合(1)	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある 特別小口保証 の場合は不要	—	県	県	—	—
運転資金 設備資金	20,000	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	1.00~0.45	有り (1)(2)	担保 原則不要 保証人 必要となる場 合がある	—	県	県	—	—
運転資金 設備資金	10,000	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内	0.80~0.40	有り (1)(2) ただし、 特別小口 保険を利用する場 合(1)	担保 原則不要 保証人 必要となる場 合がある 特別小口保証 の場合は不要	—	市	市	—	—
運転資金 設備資金	7,500	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	0.80~0.40	有り (1)(2) ただし、 特別小口 保険を利用する場 合(1)	担保 原則不要 保証人 必要となる場 合がある 特別小口保証 の場合は不要	—	市	市	—	—
運転資金 設備資金	5,000	5年以内	0.80~0.40	有り (1)(2) ただし、 特別小口 保険を利用する場 合(1)	担保 原則不要 保証人 必要となる場 合がある 特別小口保証 の場合は不要	—	市	市	—	—
運転資金 設備資金	5,000	5年以内	0.80~0.40	有り (1)(2) ただし、 特別小口 保険を利用する場 合(1)	担保 原則不要 保証人 必要となる場 合がある 特別小口保証 の場合は不要	—	市	市	—	—

種	類（制度名）	対 象
小 口	石垣市小口資金融資保証	石垣市内に住所及び事業所を有している小規模事業者
長 期	長期経営資金保証	業歴が3年以上、申込金融機関との与信取引が1年以上の中小企業者で一定の要件を備える者
季	短期運転資金融資保証	県内において1年以上同一事業を営む中小企業者
節	短期運転資金（売掛債権担保貸付） 融資保証	県内において1年以上同一事業を営む中小企業者で、他の事業者等に売掛債権を保有する中小企業者
そ の	企業立地推進貸付融資保証	国際物流拠点産業集積地域、産業高度化・事業革新促進地域における工業等団地、工場適地、情報通信産業特別地区又は情報通信産業振興地域において、工場、事業所等を設置しようとする中小企業者、組合等で、沖縄県中小企業支援課長より認定を受けた者
の	成長促進支援資金融資保証	ベンチャービジネス等を新たに開業し、又はベンチャービジネスの拡大を図る中小企業者、組合等で一定の要件を備える者
他	雇用創出促進資金融資保証	県内において1年以上継続して同一事業を営む中小企業者、組合等で、事業拡大や多角化計画に基づき、新たに従業員を雇い入れ、又は働き方改革に取り組む一定の要件を備える者

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6)業務内容 口保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率		担保又は 保証人の 保証の徴求	備 考				
			(年率%)	割引料率(※) 適用の有無		借入金	損失補償	補給金		その他
								保証料	保険料	
運転資金 設備資金	5,000	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内	0.80~0.40	有り (1)(2) ただし、 特別小口 保険を利用する場 合(1)	担保 原則不要 保証人 必要となる場 合がある 特別小口保証 の場合は不要	—	市	市	—	—
運転資金 設備資金	200,000	5年以上20 年以内	1.90~0.45	有り (1)(2)	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある	—	—	—	—	—
運転資金	50,000	1年以内	1.00~0.45	有り (1)(2)	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある	—	—	県	—	—
運転資金	30,000	1年以内	0.43	有り (1)	担保 売掛債権 保証人 不要	—	—	県	—	—
運転資金 設備資金	150,000	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内	0.70~0.25	有り (1)(2)	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある	—	県	県	—	—
運転資金 設備資金	30,000	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	0.75~0.35	有り (1)(2)	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある	—	県	県	—	—
運転資金 設備資金	80,000	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	0.75~0.35	有り (1)(2)	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある	—	県	県	—	—

種	類 (制度名)	対 象
そ	組織強化育成資金融資保証	<p>(一般貸付) 県内に主たる事務所を有する1年以上事業を営む組合等及びその構成員</p> <p>(セーフティーネット貸付) 県内に主たる事務所を有する1年以上事業を営む組合等及びその構成員で、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けた者</p>
	経営振興資金融資保証	県内において1年以上継続して同一事業を営む中小企業者、組合等
の	オキナワ型産業振興貸付融資保証	県内において1年以上継続して本県の地域特性を活かした比較優位性のある産業「オキナワ型産業」を営む中小企業者、組合等で一定の要件に該当する者
他	資金繰り円滑化借換資金融資保証	県内において1年以上継続して同一事業を営む中小企業者、組合等で、保証付き融資を借り換える者
	経営者保証非提供促進資金融資保証	県内において1年以上継続して同一事業を営む中小企業者、組合等で、信用保証料の上乗せにより経営者保証を提供しないことを希望しており、一定の要件を備えた中小企業者
	借換保証	緊急保証、一般保証、経営安定関連保証、中小企業金融安定化特別保証及び条件変更改善型借換保証の保証付き融資を借り換える中小企業者、組合等で一定の要件を備えた者

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6)業務内容 口保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率		担保又は 保証人の 保証の徴求	備 考				
			(年率%)	割引料率(※) 適用の有無		借入金	損失補償	補 給 金		その他
								保証料	保険料	
運転資金 設備資金	(一般貸付) 1組合あたり 50,000 転貸資金 300,000 1組合員あ たり 30,000 (セーフティ ネット貸付) 1組合あたり 50,000 1組合員あ たり 30,000	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	(一般貸付) 0.80~0.40 (セーフティ ネット貸付) 0.60	有り (1)(2) ただし、 利用する 保険によ り異なる	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある	—	連合会 の対象と なる場 合あり	県	—	—
運転資金 設備資金	80,000	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	1.00~0.45	有り (1)(2)	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある	—	—	県	—	—
運転資金 設備資金	100,000	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	0.80~0.40	有り (1)(2)	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある	—	—	県	—	—
運転資金 設備資金	80,000	10年以内	1.00~0.45	有り (1)(2)	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある	—	県・連 合会 の対象と なる場 合あり	県	—	—
運転資金 設備資金	80,000	10年以内	1.35~0.6	有り (1)	不要	—	県・連 合会	県・連 合会	—	—
原材料価格 高騰対応等 緊急保証、 緊急保証、 景気対応緊 急保証に係 る既往借入 金の借換え	280,000 (組合等 480,000) 中小企業信 用保険法第 2条第5項 第6号の認 定の場合 380,000 (組合等 480,000)	10年以内 条件変更改 善型借換保 証の保証付 き融資を借 り換える場 合15年以内	1.90~0.45 セーフティ ネット保証 各号に応 じて0.85、 0.75、0.55	有り (1)(2) ただし、 利用する 保険によ り異なる	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある	—	連合会 の対象と なる場 合あり	—	—	—

種 類（制度名）	対 象
そ 振興事業関連保証	受託中小企業振興法に基づき主務大臣の承認を受けた振興事業計画に従って振興事業を行う中小企業者
の 新事業分野進出資金融資保証	県内において3年以上（多角化を目的とする場合は1年以上）同一事業を営んでいる中小企業者、組合等で、新事業分野進出事業計画書に基づき新事業分野進出（事業転換・多角化）を行う者
他 農商工等連携事業関連保証	中小企業と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づき主務大臣より農商工等連携事業計画の認定を受けた中小企業者であって、認定農商工等連携事業計画に従って農商工等連携事業を行う者
事業承継サポート保証	事業承継を行う一定の要件を備えた初年度決算未到来の新設持株会社

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6)業務内容 ロ保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率 (年率%)		担保又は 保証人の 保証の徴求	備 考				
			割引料率(※) 適用の有無	借入金		損失補償	補 給 金		その他	
							保証料	保険料		
事業資金	480,000 (組合等 680,000) 特別小口保 証 20,000 流動資産担 保保証 200,000 (保証割合 80%)	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内	0.85 特別小口保 証 0.60 流動資産担 保保証 0.56	有り (1)	担 保 8,000万円超 は、原則有担保 ※流動資産担 保保証を利用 する場合は、 売掛債権のみ 担保 保 証 人 必要となる場 合がある ※流動資産担 保保証を利用 する場合は不 要 特別小口保証 の場合は不要	—	—	—	—	—
運転資金 設備資金	事業転換の 場合 100,000 多角化の場 合 70,000	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	0.75~0.35	有り (1)(2)	担 保 必要に応じて 保 証 人 必要となる場 合がある	—	県	県	—	—
運転資金 設備資金	280,000 (組合等 480,000) 新事業開拓 保証 400,000 (組合等 600,000) 海外投資関 係保証 400,000 (組合等 600,000) 流動資産担 保保証 200,000 (保証割合 80%)	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内	0.85 特別小口保 証 0.60 新事業開拓 保証 1.15 海外投資関 係保証 1.15 流 動 資 産 担 保 保 証 0.68	有り (1)(2) ただし、 利用する 保険によ り異なる	担 保 8,000万円超 は、原則有担 保 ※流動資産担 保保証を利用 する場合は、 流動資産のみ 担保 保 証 人 必要となる場 合がある ※流 動 資 産 担 保 保 証 を 利 用 する 場 合 は 不 要 特別小口保証 の場合は不要	—	—	—	—	—
事業資金	280,000	15年以内	1.15	有り (2)	担 保 必要に応じて 保 証 人 必要となる場 合がある	—	—	—	—	—

種 類 (制度名)	対 象
経営承継関連保証	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づき経済産業大臣の認定を受けた者
特定経営承継関連保証	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づき経済産業大臣の認定を受けた中小企業者の代表者
経営承継準備関連保証	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づき経済産業大臣の認定を受けた中小企業者
特定経営承継準備関連保証	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づき経済産業大臣の認定を受けた事業を営んでいない個人
経営承継借換関連保証	経営の承継の円滑化に関する法律に基づき経済産業大臣の認定を受けた中小企業者
事業承継特別保証	事業承継の計画を有する法人または、一定の期間内に事業承継を実施した中小企業者であって一定の要件を備えた者

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6) 業務内容 □保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率 (年率%)		担保又は 保証人の 保証の徴求	備 考				
			割引料率(※) 適用の有無	借入金		損失補償	補給金		その他	
							保証料	保険料		
運転資金 設備資金	280,000 特別小口保証 20,000	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内	1.90~0.45 特別小口保証 0.90	有り (1)(2) ただし、 利用する 保険により 異なる	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある 特別小口保証 の場合は不要	—	—	—	—	—
運転資金 設備資金	280,000 特別小口保証 20,000	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内	1.90~0.45 特別小口保証 0.90	有り (2) ただし、 利用する 保険により 異なる	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある 特別小口保証 の場合は不要	—	—	—	—	—
運転資金 設備資金	280,000 特別小口保証 20,000	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内	1.90~0.45 特別小口保証 0.90	有り (1)(2) ただし、 利用する 保険により 異なる	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある 特別小口保証 の場合は不要	—	—	—	—	—
運転資金 設備資金	280,000	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内	1.15	有り (2)	担保 必要に応じて 保証人 原則、他の 中小企業者 (会社に限る) 以外は不要	—	—	—	—	—
借換資金	280,000 特別小口保証 20,000	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内	1.90~0.45 特別小口保証 0.90	有り (1)(2) ただし、 利用する 保険により 異なる	担保 必要に応じて 保証人 不要 特別小口保証 の場合は不要	—	連合会 の対象と なる場 合あり	—	—	—
事業資金	280,000 (組合等 480,000)	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内	1.90~0.20	有り (1)(2) ただし、 利用する 保険により 異なる	担保 必要に応じて 保証人 不要	—	連合会 の対象と なる場 合あり	—	—	—

種 類 (制度名)	対 象	
そ	自主廃業支援保証	<p>現在事業を行っている中小企業者であって、以下に掲げる①から③までの要件を全て備えた者</p> <p>①事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自ら廃業を選択する者</p> <p>②直近決算が実質的に債務超過でなく、完済が求められる債務について事業清算により完済が見込めること</p> <p>③バンクミーティング等（債権者たる金融機関等の関係者が当該申込人へ支援の方向性、内容等を検討する場）により合意に至った廃業計画書に従って計画の実行及び進捗の報告を行う者</p>
の	経営革新関連保証	中小企業等経営強化法に規定する経営革新計画の承認を受けて、その計画を実施する特定事業者
他	異分野連携新事業分野開拓関連保証	中小企業等経営強化法に規定する異分野連携新事業分野開拓計画を主務大臣より認定を受けた中小企業者であって、その計画に従って異分野連携新事業分野開拓に係る事業を実施する者
	地域経済牽引事業関連保証	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する地域経済牽引事業計画を都道府県知事又は主務大臣より承認を受けた中小企業者であって、承認地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業を実施する者

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6)業務内容 ロ保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率		担保又は 保証人の 保証の徴求	備考				
			(年率%)	割引料率(※) 適用の有無		借入金	損失補償	補給金		その他
								保証料	保険料	
事業資金	30,000	1年以内	1.90~0.45	有り (1)(2)	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある	—	—	—	—	—
運転資金 設備資金	280,000 (組合等 480,000) 特別小口保 証 20,000 新事業開拓 保証 300,000 (組合等 600,000) 海外投資関 係保証 300,000 (組合等 600,000)	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内	0.85 特別小口保 証 0.60	有り (1)	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある 特別小口保証 の場合は不要	—	—	—	—	—
運転資金 設備資金	280,000 (組合等 480,000) 新事業開拓 保証 400,000 (組合等 600,000) 海外投資関 係保証 400,000 (組合等 600,000) 流動資産担 保保証 200,000 (保証割合 80%)	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内	0.85 特別小口保 証 0.60 新事業開拓 保証 1.15 流動資産 担保保証 0.68	有り (1)(2) ただし、 利用する 保険によ り異なる	担保 8,000万円超 は、原則必要 ※流動資産担 保保証を利用 する場合は、 流動資産のみ 担保 保証人 必要となる場 合がある ※流動資産 担保保証を利用 する場合は 不要	—	—	—	—	—
事業資金	280,000 (組合等 480,000) 特別小口保 証 20,000	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	0.80 特別小口保 証 0.60	有り (1)	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある 特別小口保証 の場合は不要	—	—	—	—	—

種 類 (制度名)	対 象
地域経済牽引支援関連保証	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づき、主務大臣より承認を受けた連携支援計画に従って連携支援事業を行う一般社団法人又は一般財団法人
先端設備等導入関連保証	中小企業者等経営強化法に基づき特定市町村の認定を受けた先端設備等導入計画に従って先端設備導入を行う中小企業者
伴走支援型特別保証	経営行動に係る計画を策定した中小企業者で中小企業信用保険法第2条第5項第4号（新型コロナウイルス感染症等に係るものに限る）及び5号の規定による認定を受けた者又は一定の要件を備える者
新型コロナウイルス感染症対応伴走型支援資金融資保証	県内において3ヶ月以上継続して同一事業を営む中小企業者、組合等で中小企業信用保険法第2条第5項第4号（新型コロナウイルス感染症等に係るものに限る）及び5号の規定による認定、第2条第6項の規定による認定を受けた者又は一定の要件を備えている者で経営行動に係る計画を策定した者
経営力向上関連保証	中小企業等経営強化法に規定する経営力向上計画を主務大臣より認定を受けた特定事業者であって、認定経営力向上計画に従って経営力向上に係る事業を実施する者

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6) 業務内容 □保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率 (年率%)		担保又は 保証人の 保証の徴求	備 考				
			割引料率(※) 適用の有無	借入金		損失補償	補 給 金		その他	
							保証料	保険料		
事業資金	280,000	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	1.15	有り (1)(2)	担保 8,000万円超 は、原則必要 保証人 必要となる場 合がある	—	—	—	—	—
事業資金	280,000 (組合等 480,000) 特別小口保 証 20,000	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	0.80 特別小口保 証 0.60	有り (1) ただし、 利用する 保険によ り異なる	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある 特別小口保証 の場合は不要	—	—	—	—	—
事業資金	60,000	10年以内	1.15~0.20	—	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある ※経営者保証 免除対応の場 合は不要	—	連合会	連合会	—	—
事業資金	60,000	10年以内	0.95~0.00	—	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある ※経営者保証 免除対応の場 合は不要	—	県・連 合会	県・連 合会	—	—
事業資金	280,000 (組合等 480,000) 特別小口保 証 20,000 新事業開拓 保証 300,000 (組合等 600,000) 海外投資関 係保証 300,000 (組合等 600,000)	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内	0.80 特別小口保 証 0.60 新事業開拓 保証 1.25 海外投資関 係保証 1.25	有り (1)	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある ※一定の要件 を備えた場合 は不要	—	—	—	—	—

	種 類 (制度名)	対 象
	財務要件型無保証人保証	純資産額が5千万円以上で、一定の要件を備えた中小企業者
そ	伴走支援型借換等対応資金融資保証	県内に事業所を有し、中小企業信用保険法第2条第5項第4号及び5号の規定による認定又は一定の要件を備えた中小企業者
の	観光地形成促進関連保証	沖縄振興特別措置法に基づき沖縄県知事の認定を受けた観光地形成促進措置実施計画に従って観光地形成促進措置を実施する中小企業者
	情報通信産業振興関連保証	沖縄振興特別措置法に基づき沖縄県知事の認定を受けた情報通信産業振興措置実施計画に従って情報通信産業措置を実施する中小企業者または沖縄県知事から特定情報通信事業の認定を受けた法人
他	産業高度化・事業革新関連保証	沖縄振興特別措置法に基づき沖縄県知事の認定を受けた産業高度化・事業革新措置実施計画に従って産業高度化・事業革新措置を実施する者中小企業者
	国際物流拠点産業集積関連保証	沖縄振興特別措置法に基づき沖縄県知事の認定を受けた国際物流拠点産業集積措置実施計画に従って国際物流拠点産業集積措置を実施する中小企業者または沖縄県知事から特定国際物流拠点事業の認定を受けた法人
	経済金融活性化関連保証	沖縄振興特別措置法に基づき沖縄県知事の認定を受けた経済金融活性化措置実施計画に従って経済金融活性化措置を実施する中小企業者又は沖縄県知事から特定経済金融活性化事業の認定を受けた法人

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6)業務内容 ロ保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率		担保又は 保証人の 保証の徴求	備 考				
			(年率%)	割引料率(※) 適用の有無		借入金	損失補償	補給金		その他
								保証料	保険料	
事業資金	280,000 (組合等 480,000)	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 一括返済 2年以内 根保証 1年以内	1.90~0.45	有り (1)(2)	担保 必要に応じて 保証人 不要	—	—	—	—	—
運転資金 設備資金	60,000	10年以内	0.95~0.00	—	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある ※経営者保証 免除対応の場 合は不要	—	県・連 合会	県・連 合会	—	—
事業資金	280,000 (組合等 480,000)	10年以内	0.80	有り (1)	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある	—	—	—	—	—
事業資金	280,000 (組合等 480,000)	10年以内	0.80	有り (1)	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある	—	—	—	—	—
事業資金	280,000 (組合等 480,000)	10年以内	0.80	有り (1)	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある	—	—	—	—	—
事業資金	280,000 (組合等 480,000)	10年以内	0.80	有り (1)	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある	—	—	—	—	—
事業資金	280,000 (組合等 480,000)	10年以内	0.80	有り (1)	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある	—	—	—	—	—

	種 類 (制度名)	対 象
そ の 他	沖縄振興特別措置法関連資金融資保証	沖縄振興特別措置法に基づき知事の認定を受けた計画に従って沖縄振興策を実施する中小企業者又は沖縄県知事から沖縄振興策事業を営む者として認定を受けた法人
	事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証 (国補助制度)	信用保証料の上乗せにより経営者保証を提供しないことを希望しており、一定の要件を備えた中小企業者
	プロパー融資借換特別保証	申込金融機関から経営者保証を提供したプロパー融資を受けており、かつ一定の要件を備えた中小企業者
	協調支援型特別保証	申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上のプロパー融資を受けること、又は申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者
	モニタリング強化型特別保証	認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出している中小企業者。
	緊急貸上げ支援資金融資保証	対象業種に属し、県内において1年以上引き続き同一事業を営む中小企業者、協同組合等で一定の要件を備えた中小企業者
社債引受保証	中小企業特定社債保証	県内で事業を営む法人で、純資産額が5千万円以上で一定の要件を備えた中小企業者
根保証	根保証	保証資格要件を備えた中小企業者

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6)業務内容 □保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率		担保又は 保証人の 保証の徴求	備考				
			(年率%)	割引料率(※) 適用の有無		借入金	損失補償	補給金		その他
								保証料	保険料	
事業資金	150,000	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内	0.60	有り (1)	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある	—	—	県	—	—
運転資金 設備資金	80,000	10年以内	2.60~0.55	有り (1)	不要	—	連合会	連合会	—	—
事業資金	280,000 (組合等 480,000)	10年以内	1.90~0.45	有り (1)(2)	担保 必要に応じて 保証人 不要	—	連合会	—	—	—
運転資金 設備資金	280,000 (組合等 480,000)	10年以内	1.43~0.23	—	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある	—	連合会	連合会	—	—
事業資金	280,000 (組合等 480,000)	一括返済の 場合 1年以内 分割返済の 場合 10年以内	0.95~0.23	—	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある	—	連合会	連合会	—	—
運転資金 設備資金	30,000	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	0.00	有り (1)(2)	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある	—	県	県	—	—
事業資金	450,000 (割合保証 80%)	7年以内	1.90~0.45	有り (1)(2)	担保 2億円超は原 則必要 保証人 不要	—	—	—	—	—
運転資金	200,000 (組合等 400,000)	1年以内	1.90~0.45	有り (1)(2)	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある	—	—	—	—	—

□ 保証料率等

(単位:年率%)

料率 区分	基 本	特 別		平均	備 考
		最高	最低		
保 証 料	責任共有保証料率：1.90%～0.45% 責任共有外保証料率：2.20%～0.50% 但し、以下の定性要因により、割り引いた料率を適用。 (1) 会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類の提出を当該中小企業者から受けた場合、0.1%を割り引いた料率を適用。 (2) 担保の提供がある場合は、0.1%を割り引いた料率を適用。	2.65	0.19	1.06	
調 査 料	—	—	—	—	
延滞保証料	—	—	—	—	
損 害 金	14.00	14.00		—	

(記載上の注意) 平均欄には、当期中の平均保証債務残高に対する保証料収入額の割合を記載すること。

(7) 信用保証業務の状況

イ 概況

(単位:百万円)

区 分	件 数	金 額
保 証 申 込	5,156	81,327
保 証 申 込 取 消	735	12,096
保 証 承 諾	4,451	67,159
保 証 後 取 消	205	3,795
償 還	2,965	73,502
保 証 債 務	24,677 (573)	252,216 (△ 17,388)
所 定 期 限 経 過 債 務	13 (△ 6)	102 (△ 90)
代 位 弁 済	661	6,120
回 収	11	214
求 償 権 償 却	722	6,209
求 償 権	450 (△ 72)	1,722 (△ 303)

(記載上の注意) 保証債務、所定期限経過債務及び求償権については、当期末残高を記載し、それぞれの前期末残高との比較増減を括弧内に記載すること。

□ 保証承諾

(イ) 金融機関別保証承諾

(単位:百万円)

区 分	件 数	金 額
都 市 銀 行	5	208
地 方 銀 行	2,962	43,689
第 二 地 方 銀 行 協 会 加 盟 行	1,241	19,945
信 託 銀 行	0	0
長 期 信 用 銀 行	0	0
信 用 金 庫	232	3,109
信 用 協 同 組 合	0	0
農 業 協 同 組 合	0	0
商 工 組 合 中 央 金 庫	11	209
労 働 金 庫	0	0
生 命 保 険 会 社	0	0
損 害 保 険 会 社	0	0
そ の 他	0	0
計	4,451	67,159

(記載上の注意) 信用金庫及び信用協同組合の欄には、それぞれ連合会を含めて記載すること。

(口) 金額別保証承諾

(単位：百万円)

区 分	件 数	金 額
100万円以下	108	93
100万円超 200万円以下	318	554
200万円超 300万円以下	387	1,085
300万円超 500万円以下	789	3,517
500万円超 1,000万円以下	1,080	8,849
1,000万円超 1,500万円以下	404	5,446
1,500万円超 2,000万円以下	396	7,567
2,000万円超 3,000万円以下	466	12,806
3,000万円超 5,000万円以下	327	13,572
5,000万円超 6,000万円以下	53	3,018
6,000万円超 7,000万円以下	46	3,049
7,000万円超 8,000万円以下	48	3,759
8,000万円超 10,000万円以下	8	719
10,000万円超 20,000万円以下	21	3,127
20,000万円超 30,000万円以下	0	0
30,000万円超 40,000万円以下	0	0
40,000万円超 50,000万円以下	0	0
50,000万円超	0	0
計	4,451	67,159

(ハ) 期間別保証承諾

(単位:百万円)

区 分	件 数	金 額
3 月以内	134	1,645
3 月超 6 月以内	434	5,978
6 月超 1 年以内	778	20,280
1 年超 2 年以内	35	893
2 年超 3 年以内	47	287
3 年超 4 年以内	27	159
4 年超 5 年以内	338	2,572
5 年超 7 年以内	1,300	15,024
7 年超 10 年以内	1,293	17,561
10 年超	65	2,760
計	4,451	67,159

(二) 資金用途別保証承諾

(単位:百万円)

区 分	件 数	金 額
設 備 資 金	836	10,006
運 転 資 金	3,615	57,154
そ の 他	0	0
計	4,451	67,159

(ホ) 保証種類別保証承諾

(単位:百万円)

区 分	件 数	金 額
普 通 保 証	881	20,963
特 別 保 証		
災 害	1	8
経 営 安 定 関 連	1	2
公 害 防 止	0	0
危 機 関 連	0	0
海 外 投 資	0	0
輸 出 関 連	0	0
事 業 転 換	0	0
国 際 経 済	0	0
体 質 強 化	0	0
特 定 地 域	0	0
新 事 業 開 拓	0	0
省 工 ネ	0	0
当 座 貸 越	6	176
カ ー ド ロ ー ン	8	82
労 働 力 確 保	0	0
小 売 商 業	0	0
中 堅 企 業	0	0
創 業 等	616	4,059
流 動 資 産 担 保 融 資	9	760
事 業 再 生	44	1,174
一 括 支 払 契 約	0	0
予 約	0	0
経 営 力 強 化	0	0
小 口	808	4,801
設 備	0	0
長 期	0	0
輸 出 関 連	0	0
季 節	801	10,825
手 形 割 引	0	0
そ の 他	1,274	24,110
計	3,568	45,997
社 債 引 受 保 証	2	200
合 計	4,451	67,159
追 認	0	0
根 保 証	175	4,515

(へ) 本所、支所別保証承諾

(単位:百万円)

区 分		件 数	金 額
本 所		4,451	67,159
支 所			
計		0	0

ハ 代位弁済

(イ) 保証承諾年度別代位弁済

(単位:千円)

保証承諾年度 \ 区分	件 数	金 額
令和7年度	2	9,859
令和6年度	45	398,197
令和5年度	123	1,252,643
令和4年度	100	760,992
令和3年度	81	942,220
令和2年度	226	2,043,926
令和元年度以前	84	712,455
計	661	6,120,292

(口) 金融機関別代位弁済

(単位:千円)

区 分	件 数	金 額
都 市 銀 行	2	22,526
地 方 銀 行	443	4,189,743
第 二 地 方 銀 行 協 会 加 盟 行	193	1,654,552
信 託 銀 行	0	0
長 期 信 用 銀 行	0	0
信 用 金 庫	22	239,218
信 用 協 同 組 合	0	0
農 業 協 同 組 合	0	0
商 工 組 合 中 央 金 庫	1	14,253
日 本 政 策 金 融 公 庫	0	0
労 働 金 庫	0	0
生 命 保 険 会 社	0	0
損 害 保 険 会 社	0	0
そ の 他	0	0
計	661	6,120,292

(記載上の注意) 信用金庫及び信用協同組合の欄には、それぞれ連合会を含めて記載すること。

(ハ) 保証種類別代位弁済

(単位:千円)

区 分	件 数	金 額
普 通 保 証	91	1,024,713
特 別 保 証		
災 害	7	12,713
経 営 安 定 関 連	307	3,120,344
公 害 防 止	0	0
危 機 関 連	0	0
海 外 投 資	0	0
輸 出 関 連	0	0
事 業 転 換	0	0
国 際 経 済	0	0
体 質 強 化	0	0
特 定 地 域	0	0
新 事 業 開 拓	0	0
省 工 ネ	0	0
当 座 貸 越	0	0
カ ー ド ロ ー ン	0	0
労 働 力 確 保	0	0
小 売 商 業	0	0
中 堅 企 業	0	0
創 業 等	97	460,401
流 動 資 産 担 保 融 資	0	0
事 業 再 生	6	158,170
一 括 支 払 契 約	0	0
予 約	0	0
経 営 力 強 化	0	0
小 口	51	244,354
設 備	0	0
長 期	0	0
輸 出 関 連	0	0
季 節	7	104,685
手 形 割 引	0	0
そ の 他	95	994,912
計	570	5,095,579
社 債 引 受 保 証	0	0
合 計	661	6,120,292
追 認	0	0
根 保 証	2	59,825

二 回収

(イ) 保証承諾年度別回収

(単位:千円)

保証承諾年度	区 分	件 数	金 額
令和7年度		0	0
令和6年度		0	9,930
令和5年度		0	19,228
令和4年度		4	75,198
令和3年度		4	89,233
令和2年度		7	95,826
令和元年度		0	34,785
平成30年度		0	22,579
平成29年度		1	48,184
平成28年度		2	43,541
平成27年度以前		65	518,654
計		83	957,157

(ロ) 代位弁済年度別回収

(単位:千円)

代位弁済年度	区 分	件 数	金 額
令和7年度		4	167,034
令和6年度		14	196,314
令和5年度		0	41,364
令和4年度		2	28,934
令和3年度		0	5,248
令和2年度		0	15,248
令和元年度		3	48,577
平成30年度		0	4,446
平成29年度		2	18,703
平成28年度		2	18,449
平成27年度以前		56	412,839
計		83	957,157

(8) 債権譲受業務の状況

(単位:千円)

区 分	件 数	金 額
譲 受 債 権	0	0
回 収	0	0
譲 受 債 権 償 却	0	0
譲 受 債 権 残 高	0	0

(9) ファンド出資業務の状況

(単位:千円)

フ ァ ン ド 名	
構 成 総 額	0
出 資 額	0

2. 収支計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	金 額
経常収入	3,319,867,468
保証料	2,718,440,963
預け金利息	9,373,198
有価証券利息配当金	163,060,247
調査料	0
延滞保証料	0
損害補償金	18,981,243
事務補助金	6,420,000
責任共有負担金	393,253,000
雑収	10,338,817
経常支出	2,254,681,825
業務費	862,717,013
役員給与	467,366,181
退職給与引当金繰入	58,312,326
その他の人件費	107,082,729
旅費	2,983,886
事務費	137,209,756
賃借料	31,409,691
不動産・不動産償却	12,507,677
信用調査費	3,631,484
債権管理費	22,294,660
指導普及費	8,283,603
負担金	11,635,020
借入金利息	0
信用保険料	1,225,738,219
責任共有負担金納付金	153,555,951
雑支出	12,670,642
経常収支差額	1,065,185,643
経常外収入	8,245,748,262
償却求償権回収金	130,811,833
責任準備金戻入	1,934,701,439
求償権償却準備金戻入	415,512,124
求償権補填金戻入	5,764,651,659
保険金	4,902,153,762
損失補償補填金	862,497,897
有価証券評価益	0
有価証券売却益	0
補助金	0
その他の収入	71,207
経常外支出	8,463,108,618
求償権償却	6,208,944,727
譲受債権償却	0
雑勘定償却	0
有価証券評価損	0
有価証券売却損	0
退職金	0
責任準備金繰入	1,879,559,701
求償権償却準備金繰入	374,604,184
その他の支出	6
経常外収支差額	△ 217,360,356
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	847,825,287
収支差額変動準備金繰入額	423,800,000
基本財産繰入額	424,025,287

3. 貸借対照表

(令和8年3月31日現在)

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	204,352	基 本 財 産	15,270,227,179
現 小 切 手	204,352	基 金	8,986,758,041
預 け 金	0	基 金 準 備 金	6,283,469,138
当 座 預 金	8,246,430,639	制 度 改 革 促 進 基 金	0
普 通 預 金	0	収 支 差 額 変 動 準 備 金	3,144,872,629
通 知 預 金	3,787,120,313	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	0
定 期 預 金	0	責 任 準 備 金	1,879,559,701
郵 便 貯 金	4,450,000,000	求 償 権 償 却 準 備 金	374,604,184
金 銭 信 託	9,310,326	退 職 給 与 引 当 金	645,529,526
有 価 証 券	0	損 失 補 償 金	7,431,934,176
国 債	16,519,321,865	保 証 債 務	252,216,195,593
地 方 債	0	求 償 権 補 填 金	0
社 債	5,729,341,778	保 険 金	0
株 式	10,786,980,087	損 失 補 償 補 填 金	0
受 益 証 券	3,000,000	借 入 金	0
新 株 予 約 権	0	長 期 借 入 金	0
フ ァ ン ド 出 資	0	(うち日本政策金融公庫分)	(0)
譲 渡 性 預 金	0	短 期 借 入 金	0
そ の 他	0	(うち日本政策金融公庫分)	(0)
動 産 ・ 不 動 産	0	収 支 差 額 変 動 準 備 金 造 成 資 金	0
事 業 用 不 動 産	231,306,412	雑 勘 定	6,102,777,122
事 業 用 動 産	207,999,393	仮 受 金	92,631,526
所 有 動 産 ・ 不 動 産	23,307,019	保 険 納 付 金	82,840,170
建 設 仮 勘 定	0	損 失 補 償 納 付 金	8,868,545
損 失 補 償 金 見 返	0	未 経 過 保 証 料	5,909,192,904
保 証 債 務 見 返	7,431,934,176	未 払 保 険 料	1,455,399
求 償 権	252,216,195,593	未 払 費 用	7,788,578
讓 受 債 権	1,722,096,580	有 価 証 券 未 払 金	0
雑 勘 定	0		
仮 払 金	698,210,493		
保 証 金	761,348		
厚 生 基 金	17,560,000		
連 合 会 勘 定	104,932,280		
未 収 利 息	2,685,202		
有 価 証 券 未 収 入 金	39,749,387		
未 経 過 保 険 料	0		
	532,522,276		
合 計	287,065,700,110	合 計	287,065,700,110

4. 財産目録

(令和8年3月31日現在)

(単位：円)

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	204,352	その他有価証券 評価差額金	0
預 け 金	8,246,430,639	責 任 準 備 金	1,879,559,701
金 銭 信 託	0	求償権償却準備金	374,604,184
有 価 証 券	16,519,321,865	退職給与引当金	645,529,526
動 産 ・ 不 動 産	231,306,412	損 失 補 償 金	7,431,934,176
損失補償金見返	7,431,934,176	保 証 債 務	252,216,195,593
保証債務見返	252,216,195,593	求 償 権 補 填 金	0
求 償 権	1,722,096,580	借 入 金	0
譲 受 債 権	0	雑 勘 定	6,102,777,122
雑 勘 定	698,210,493		
合 計	287,065,700,110	合 計	268,650,600,302
		正 味 財 産	18,415,099,808